

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーション  
センター中期目標

## 前文

栃木県立リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）は、心身に障害のある乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対しライフステージに応じた専門的なリハビリテーションを総合的に提供するなど、心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進するための医療と福祉の複合施設として重要な役割を果たしている。

平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度までの第 1 期中期目標期間においては、回復期リハビリテーション病棟の増床や休日におけるリハビリテーションを拡充するとともに、地方独立行政法人制度の特長を活かして、専門性の高い人材を柔軟に採用するなど、質の高い総合的なリハビリテーションを安定的に提供するとともに、県内における医療及び福祉の向上に取り組んできた。

また、経営面においては、地方独立行政法人に移行した平成 30（2018）年度以降、継続して純利益を計上している。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響による減収や、地域の医療機関においてリハビリテーション病床の整備が図られるなど、リハビリテーション医療や福祉を取り巻く環境は変化している。

令和 5（2023）年度からの 5 年間の第 2 期中期目標期間においては、こうした医療・福祉環境の変化に迅速に対応し、引き続き経営の健全化を図るとともに、障害児・障害者に対する医療・福祉サービスをさらに充実させていくことが求められる。

この第 2 期中期目標は、第 1 期中期目標期間における業務実績や経営状況、医療・福祉環境の変化などを踏まえ、医療・福祉サービスの向上、人材の確保と育成、地域の関係機関との連携、業務運営の改善や効率化等、リハセンターが達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。

リハセンターにおいては、地方独立行政法人の利点を十分に活かした病院・施設運営を行うことにより、更なる経営改善を図りつつ、質の高い総合的なリハビリテーションを安定的に提供するとともに、県内における医療及び福祉の向上を図り、より一層、心身に障害のある県民の自立と社会参加の促進に寄与することを強く求めるものである。

## 第1 中期目標の期間

令和5（2023）年4月1日から令和10（2028）年3月31日までの5年間とすること。

## 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民の医療ニーズを踏まえて、質の高いリハビリテーション医療を提供するとともに、安全・安心で、患者・県民等の視点に立った医療を推進すること。

また、障害児・障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害児・障害者の福祉の充実を図ること。

さらに、県民から求められる役割を十分に果たすため、人材の確保と育成に取り組むほか、県全体のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療・福祉に貢献すること。

### 1 質の高い医療の提供

#### (1) 専門的な医療の提供

心身に障害のある乳幼児から高齢者に至るまでの幅広い年齢層の患者が必要なリハビリテーション医療を受けられるよう、専門的な回復期リハビリテーション医療を提供するとともに、学齢期の発達障害等に対する診療体制を充実させるなど、障害児・障害者に対する専門医療等、専門的な医療を提供すること。

#### (2) 医療機能の充実

リハセンターに求められる質の高い医療を継続して提供できるよう、重症患者の受入強化など回復期リハビリテーション医療の充実を図るとともに、外来リハビリテーション医療等を積極的に行い、維持期・生活期リハビリテーションへの移行支援を推進すること。

また、多職種連携による医療の提供等、医療機能を充実させること。

(3) 先進的なリハビリテーション医療の提供

新たな療法に積極的に取り組むなど、先進的なリハビリテーション医療を提供すること。

(4) リハビリテーションに関する調査研究等の推進

県立病院・施設として、質の高い医療等を継続して提供していきけるよう、積極的にリハビリテーションに関する調査研究等を推進すること。

2 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進すること。

(2) 院内感染防止対策の強化・新興感染症の感染拡大時等の対応整備

患者が安心して医療を受けられるとともに、職員が安心して働くことができるよう、感染管理体制を充実させるなど、院内感染防止対策を強化すること。特に、新興感染症の感染拡大時など、公衆衛生上重大な危機に備えた取組を重点的に実施すること。

(3) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底

安全な医療を提供するため、医療機器の品質管理を徹底するなど、医療機器や医薬品等の安全管理を徹底すること。

3 患者・県民等の視点に立った医療の提供

(1) 患者や家族等への医療サービスの充実

患者や家族等の視点に立ち、必要な情報を分かりやすく説明し、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、患者や家族等のニーズを的確に把握しその改善に取り組むなど、患者や家族等への医療サービスを充実させること。

(2) リハビリテーション医療等に関する情報提供

県民のリハビリテーション医療等に対する理解を促進するため、ホー

ムページ等を通じて、リハセンターが提供する医療・福祉サービスの内容等を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。

### (3) 地域に開かれた病院運営

県民サービスの向上を図るため、地域住民との交流の機会の創出や病院ボランティアの受入れ等、地域に開かれた病院運営を目指すこと。

## 4 障害児・障害者の福祉の充実

### (1) 療育支援の充実

肢体不自由児や発達障害児、医療的ケア児等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、各々の障害や発達状態に応じた療育を提供し、支援の充実を図ること。

特に、こども発達支援センターにおいては、高度で専門的な療育を提供し、児童発達支援事業所等での受入れが困難な障害児及びその家族への支援を積極的に行うなど、地域における中核的な役割を担うこと。

### (2) 自立訓練の充実

肢体不自由者や高次脳機能障害者等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、各々の障害に応じた自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実を図ること。

### (3) 病院部門と施設部門が一体となったサービスの提供

医療と福祉の複合施設の特長を活かした総合的なリハビリテーションが提供できるよう、病院部門と施設部門の連携強化を図り、一体となったサービス提供を行うこと。

## 5 人材の確保と育成

### (1) 職員の資質向上

リハセンターに求められる質の高いリハビリテーション医療等を継続的に提供できるよう、職員の専門研修への参加促進や資格取得の支援など、研修体制を強化し、職員の資質向上に努めること。

## (2) 医療従事者等の安定的な確保

県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者や病院経営に精通した事務職員の安定的な確保に努めること。

## (3) 人事管理制度の構築

職員にとって働きがいのある病院・施設となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資するリハセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。

## (4) 働きやすい職場環境の整備・働き方改革への対応

職員が安全かつ安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の充実に努めるとともに、働き方改革に取り組み、適切な労務管理を推進すること。

# 6 地域連携の推進

## (1) 急性期病院や地域の医療機関等との連携強化

リハビリテーション医療を必要とする患者に対し、切れ目のない効果的なリハビリテーション医療が提供できるよう、地域医療連携ネットワークシステムを活用するなど、急性期病院や地域の医療機関等との連携を強化すること。

## (2) リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化

患者や障害児・障害者が、住み慣れた地域において必要なリハビリテーション医療や福祉サービスを受けられるよう、地域の医療機関や介護保険事業所、福祉施設等の関係機関との地域支援ネットワークを強化すること。

# 7 地域医療・福祉への貢献

## (1) 医療・福祉関係者の資質向上に係る支援

地域のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、医療・福祉関係者の資質向上に係る支援を積極的に行うこと。

(2) 一次予防に係る地域の取組への支援

市町や地域の団体が行う疾病予防や介護予防等の一次予防に係る取組に対して、専門的な立場から積極的に支援すること。

(3) 障害児の地域における療育の質の向上に係る支援

肢体不自由児や発達障害児、医療的ケア児等が、住み慣れた地域で必要な医療・福祉サービスを利用できるよう、障害児及びその家族、療育機関等に対し、相談や専門的な助言等の援助を積極的に行い、障害児の地域における療育の質の向上を図ること。

8 災害等への対応

災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合を想定した訓練・研修の実施等により、災害等発生時に患者や職員の安全を確保できるよう対策を講じるとともに、BCP（事業継続計画）を継続的に見直すことにより、災害等発生時の事業の継続・早期復旧に向けた備えを強化すること。

また、災害の発生や新興感染症の感染拡大時など公衆衛生上重大な危機が生じた場合においては、県からの要請に基づき、支援活動に積極的に取り組むとともに、関係機関との連携を強化すること。

**第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項**

地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織運営を図ること。

また、職員の経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

1 業務運営体制の確立

(1) 効果的で効率的な病院・施設経営

医療・福祉環境の変化に応じて迅速な意思決定を行えるよう、法人の組織体制を検討し、より効果的かつ効率的な業務運営体制を構築すること。

また、医療と福祉の複合施設としての機能を十分に活かせるよう、最適な職員構成を検討し、経営効率の高い職員配置に努めること。

## (2) 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。

## 2 収入の確保及び費用の削減への取組

### (1) 収入の確保対策

医師、療法士等の適正配置によるリハビリテーション医療提供体制の充実や急性期病院等との連携等により、患者の安定的な確保に努めること。

また、病床利用率の向上策や診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収の徹底等により、収入を確保すること。

### (2) 費用の削減対策

経営状況を分析し、費用の適正化を図るとともに、適正な在庫管理の徹底、医薬品や診療材料の調達コストの削減、職員全員のコスト意識改革等により、費用の削減に努めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

県民が求める専門的なリハビリテーション医療等を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療・福祉サービスの質の向上の両立が重要であることから、中期目標期間中、各年度において経常収支を黒字とすること。

また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設・医療機器の計画的な改修・更新整備

施設の状態を踏まえ、医療・福祉サービスの提供に支障を来たすことの



ないよう、計画的な改修に努めること。

また、医療機器については、近隣の医療機関との共同利用や費用対効果等を総合的に勘案した上で、県民の医療ニーズや医療技術の進展に対応するため、計画的な更新・整備に努めること。

## 2 適正な業務の確保

県民に信頼され、県内医療・福祉機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。

また、これらを確保するために、内部統制を充実すること。